

学 則

第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科	2ヵ年	65名	130名
	一級自動車工学科	4ヵ年	45名	180名
	国際自動車整備科	3ヵ年	90名	270名
	スポーツメカニクス科	1ヵ年	10名	10名
	備考：・一級自動車工学科は1年次と2年次に二級自動車整備士養成の規定科目を修業するものとし、3年次と4年次に一級自動車整備士養成の規定科目を修業するものとする。 ・スポーツメカニクス科は自動車整備科(2ヵ年)、もしくは、一級自動車工学科(4ヵ年)を修業した後に、1ヵ年スポーツメカニクス科の規定科目を修業するものとする。 ・国際自動車整備科は1年次に自動車整備の基礎を習得し、2年次と3年次に二級自動車整備士養成の規定科目を履修するものとする。			

第3章 修業期間及び休業日

(修業期間)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで ※

前期終了と後期開始は授業計画により多少の変動がある

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 長期休業は夏期、冬期、春期とする

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。